

Client Alert

29 November 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



潘怡安
パートナー
+86 21 5368 4080
Frank.Pan@bakermckenziefexun.com



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

中国「反外国制裁法」の概要と留意点¹

中国の全国人民代表大会（全人代）は、いわゆる「緊急優先」の原則に基づき、2日間の事前の通知により、新たな反外国制裁法（以下、「反制裁法」）を制定した。反制裁法は、2021年6月10日、全人代常務委員会において可決され、国家主席の署名を経て同日施行された。

反制裁法は、通商紛争に関連する事項について中国が直近に制定した他の多くの法令と同様に短く簡潔で、一見して内容を理解することが難しい。実際のところ、本反制裁法の内実は、「反制裁」法でも、中国「ブロッキング規則」のアップデート版でもなく、中国独自の包括的な「制裁法」と呼ぶ方がふさわしいといえる。

A. 概要

反制裁法は、主に以下の三つの柱で構成されている。

- 中国に対する一方的な対外制裁（以下詳述するが幅広く解釈される）に対する「報復的」な制裁
- 中国の国益を害すると考えられる広範囲の外国政府又は外国人の行為に対する「報復的」な制裁
- 外国による一方的制裁の執行禁止

反制裁法は、輸出管理法²、ブロッキング規則³、信頼できないエンティティリスト等の関連する既存の法令が報復措置を定めることができるよう、これらの法令が引き続き効力を有し、反制裁法が優先適用されるものでないことを明確にしている。

B. 反制裁法のポイント

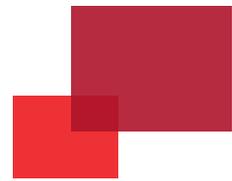
反制裁法は、世界の二大経済国の相反する法令遵守の要請という多国籍企業に対するプレッシャーを確実に強めるものである。しかしながら、次の理由により、本法を過度に拡大解釈することを慎むべきと考える。

- 中国においてビジネスを行う大部分の企業にとっては、新疆ウイグル、チベット、香港、台湾、南シナ海、コロナに関連する中国の国内問題への干渉と考えられる活動に関与している場合を除き、反制裁法による制裁措置の対象となる可能性は低い。外国の制裁措置又は輸出管理措置を単に遵守するだけでは、報復的な制裁措置を引き起こす可能性は低い。この点は、法律が著しく広範かつ不明確であ

¹ 中国反外国制裁法は弊所クライアントアラート（[本年 7/2 付](#)）を参照。

² 中国輸出管理法は弊所クライアントアラート（[本年 7/15 付](#)）を参照。

³ 中国ブロッキング規則は弊所クライアントアラート（[本年 11/15 付](#)）を参照。



ることや地政学的な情勢が更に変更した場合に当局が異なった解釈を行う可能性があることを鑑みても、引き続き妥当する。

- 反制裁法の「ブロッキング」条項（すなわち、対抗措置を取ることができる外国の制裁の遵守を禁止する条項）は、中国ブロッキング規則と重複しているものの、全体として、ブロッキング規則に比してその効果が徹底していない。

上記を前提とした上で、以下の点に留意する必要がある。

- 反制裁法は、現在の規制（輸出管理法、ブロッキング規則、及び信頼できない主体リスト等）の下で既に確立した（又は確立しつつある）多国籍企業の法令遵守の戦略及び優先順位を大きく変更するものではない。
- 言い換えると、注力すべき点は引き続き、徹底した内部の貿易コンプライアンスプログラムの構築であり、可能な場合には、外国の制裁及び輸出管理規制を過度に遵守する方針を回避し、中国法及びビジネス上の理由から外国制法の求める措置をとることについて十分な正当化根拠を与えるという観点から、慎重にビジネス文書や社内方針文書のレビュー／ドラフトを行うべきである。
- 中国の「報復的」制裁制度は、国連枠組みに基づく多国間の制裁と相まって、多国籍企業の貿易コンプライアンスプログラムの中に組み込む必要がある。例えば、輸出管理コンプライアンススキームの下、当該輸出品目が軍物品目であるとデュアルユース品目であるにかかわらず、中国法における制裁対象者及びその関係者への中国からの輸出は規制対象とする必要がある。

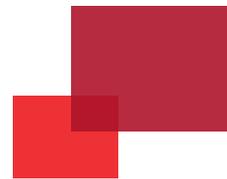
C. 反制裁法を構成する3つの柱

1. 外国の制裁に対抗するための制裁

この「外国の制裁に対抗するための制裁」については、2020年6月に、外務省が、中国の国内問題に介入することを目的とした制裁を立案した外国人政治家に対し、具体的な内容をほとんど特定しないままに「制裁」を課す旨を記者会見において公表して以降、既に実施されているものである。反制裁法は、この既に公表されている「制裁」を初めて公式に定めたものである。

より具体的には、以下の通り定められている。

- 反制裁法によれば、対抗措置の対象となる「外国制裁」には、「中国の内政に介入することを目的とし、国際法に反して中国の個人や団体に対して課され、中国を封じ込める又は抑制する全ての差別的措置」が含まれる。従って「制裁」という用語は、米国財務省の外国資産管理室（以下、「OFAC」）が所管する制裁措置のみならず、輸出管理、輸入禁止（例：強制労働の懸念）、市場アクセスの制限など、主に政治的・イデオロギー的争いに基づくその他の全ての貿易制限的措置を含むものと広く解釈される。
- 中国の報復制裁の対象になりうるのは、「前記差別的措置の立案、決定、（及び／又は）実際に直接又は間接に関与した個人又は組織」である。中国語の原文に基づくと、これが「及び」であるか



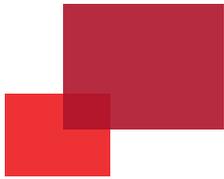
「又は」であるかは決定されていないため、ここでは括弧書きを付けている。仮にこれが「及び」である場合、これらの報復制裁は、民間部門よりも政策立案者及び政府関係組織を対象としたものである可能性が高い。この推論は、外務省によって既に実施されている上記の「制裁」によって裏付けられるであろう。この点において、外務省のこれらの「制裁」の大多数は、対象となる制裁を立案していると考えられる外国の政治家及び政策策定者を対象とすると考えられる。

- しかしながら、この曖昧さは意図的なものであり、外国又は中国の企業及び個人であって、対象となる外国制裁を単に実施した（すなわち遵守した）ものをも広く対象にしている可能性に留意しなければならない。可能性は低いものの、もしこのシナリオが正しい場合、外国企業のみならずその中国子会社も、資産の凍結、取引の禁止を含む制裁措置（以下に詳述する）の対象となることから、その適用は広範かつ深刻なものとなる可能性がある。
- 報復制裁は、権限を有する中国当局により、公式の命令として公表されることを要する。従って、中国当局が公表するリストには、外務省の広報担当者が既に「制裁済」と指定した当事者が、比較的早期に追加されると想定される。
- 中国の報復制裁リストに掲載された場合、中国当局は、当該当事者の家族又は（主として支配権及び共同経営権に基づく）「関係者」を、同一の報復措置の対象とすべきかどうかについて更に判断することができる。しかしながら、こうした報復制裁の対象となるリストに掲載されていない当事者が、別途当局から特定されるか否かは不明確である。
- 制裁措置には、（1）中国の管轄に服する資産の凍結、（2）中国の企業又は個人との取引の禁止、（3）旅行の禁止、（4）その他必要な不特定の措置、が含まれる。これらの措置の大半はまだ明確に定義されていないが、これらの措置の帰結は、OFACが管理する特別指定国民リスト（以下、「SDN リスト」）と同程度に広範となることが予想される。
- 中国の個人及び企業（中国で登記されておらず、法的地位を有しないが、中国国内に「所在する」企業を含む）は、中国の報復制裁を遵守する義務を負う。義務に違反した場合の罰則は、反制裁法上は定められていない。

2. 中国の国益を害する広範な外国の措置に対抗する制裁

第1の柱の報復制裁と同様に、この第2の柱の制裁も、記者会見における発表によって、2020年を通じて外務省によって実施された。特に、2020年には、台湾に対する武器の販売に関し米国企業3社が、具体的内容を特定しない「制裁」の対象となった。

反制裁法は、この第2の柱について詳述しておらず、第1の柱の制裁に関する条項が、この第2の柱において設定された制裁にも適用されることを規定しているのみである。



ただし、第1の柱と異なり、第2の柱における制裁対象には、「中国の主権、安全及び発展の利益を害する活動を実施、貢献、又は支援する外国の国、団体又は個人」が含まれていることに留意すべきである。

このことは、特定の団体又は個人に加え、又はそれらに代えて、国が第2の柱の潜在的な制裁対象とされている可能性があることを意味する。しかし、本項の制裁は、中国の企業や個人には適用されない可能性が高い。なぜならば、これらの中国の企業に対してより厳格な責任を課す中国の法律が存在するからである。

併せて、「実施、貢献、又は支援」という用語からすると、第1の柱の制裁が課される制裁対象行為よりも広く、第2の柱の制裁は、政治家ではなく企業を対象としたものである可能性が高い。

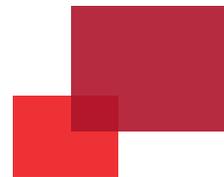
その上で、全人代常務委員会の報道官によれば、新疆ウイグル、チベット、香港、台湾、南シナ海、コロナに関する諸問題に対する外国の干渉は、この2番目の制裁対象行為に該当する可能性が高いとされ、この声明は、第2の柱の制裁の適用可能性を狭める可能性がある。例えば、中国に対する一定の外国の制裁が、元々上記事項に関する主張に関連してなされたものである場合には、これらの制裁を遵守しただけの企業が中国の国益を害することに「貢献又は支援」と主張するのは、かなり拡張された主張であろう（但し、当該取引が新聞の見出しを飾るような耳目を集めるものである場合は別である）。

3. 対象となる外国制裁の遵守の禁止

反制裁法の一部は、一見したところ、2021年1月に商務部が発出した「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」（以下、「ブロッキング規則」）と重複している。ブロッキング規則は、中国の法制度上の優先度が低いことからその執行は困難であるとの見方があるものの、前述のように、反制裁法はブロッキング規則に優越するものではない。

その上で、反制裁法とブロッキング規則との重要な相違は以下の通りである。

- ブロッキング規則は、商務部に、別途不遵守命令によって定めた外国法の遵守を禁止することのみを認めるものである。言い換えれば、命令が出されていない段階においては、いかなる外国の制裁も法律上「ブロッキングされている」とは見なされない。しかしながら、反制裁法は、一般的にいかなる者も、「中国の人民又は企業に対する差別的措置の外国による執行について、これを実施し又は援助すること」を禁止するものである。この文脈で「差別的措置」とは、上記の通り潜在的に対象となり得る全ての外国の制裁を意味する。この解釈が正しい場合、当該条項を実施するために別個の命令を制定することは不要ということになる。
- 反制裁法の「ブロッキング」条項が、ブロッキング規則と異なり直ちに執行できると解釈される場合であっても、中国政府に対し、外国の制裁を遵守した者を行政上処罰する権限を与えるものではない。むしろ反制裁法は、外国の制裁遵守により損害を被ったとされる中国の当事者が、当該外国制裁を遵守した者に対し、民事訴訟を提起する際の法律上の根拠を与えるに留まるものである。



- 言い換えれば、反制裁法に関する限り、例えば、中国の当事者との取引を終了させることで外国制裁に従った会社は、当該中国の当事者が民事訴訟を提起しない限り、必ずしも行政罰又は裁判所の決定を受けるものではない。もちろん、以前別途説明したブロッキング規則や信頼できないエンティティリスト等、適用される中国のその他の法令により、このような契約の終了の場面で何らかの影響を受けるリスクは否定できない。

中国反外国制裁法に関する質問や、さらに詳しい情報が必要な場合は、本アラートのお問合せ先の専門家まで、お気軽にお問い合わせください。